

○ひたちなか市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する条例

平成26年9月30日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (3) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (4) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (5) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (6) 特定教育・保育施設等 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前

子どもの人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は，規則で定める。

付 則

この条例は，法の施行の日から施行する。